

三朝町建設工事執行規則の一部を改正する規則

三朝町建設工事執行規則(平成20年三朝町規則第18号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(最低制限価格)</p> <p>第14条 町長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項の最低制限価格を設けるときは、当該一般競争入札に付する工事の予定価格の<u>10分の9から10分の7までの範囲内</u>において定めなければならない。</p>	<p>(最低制限価格)</p> <p>第14条 町長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項の最低制限価格を設けるときは、当該一般競争入札に付する工事の予定価格の<u>10分の8.5から3分の2までの範囲内</u>において定めなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の三朝町建設工事執行規則の規定は、施行日以後に公告し、通知する工事から適用し、同日前に公告し、通知されたものについては、なお従前の例による。